

民間資金等活用事業推進委員会

第39回 計画部会

議事録

内閣府民間資金等活用事業推進室

## 民間資金等活用事業推進委員会 第39回計画部会

日 時：令和8年3月11日（水）13:12～15:01

場 所：中央合同庁舎第8号館8階特別中会議室

出席者：

### 【民間資金等活用事業推進委員会委員・専門委員】

山口部会長、大橋部会長代理、難波委員、浅川専門委員、朝日専門委員、上田専門委員、高橋専門委員、望月専門委員

### 【内閣府】

民間資金等活用事業推進室

鈴木室長（大臣官房審議官）、峰村参事官、山口企画官、原企画官、和田参事官補佐、齊藤参事官補佐

- 議 事：（1）PPP/PFI推進アクションプラン（令和7年改定版）のフォローアップについて
- （2）PPP/PFI推進アクションプランの改定に向けての論点等について
- （3）民間資金等の活用による公共施設等の整備等に関する事業の実施に関する基本方針の改正の方向性について
- （4）ガイドライン等改正の方向性について

○峰村参事官 少しお時間が早いですけれども、ただいまから、民間資金等活用事業推進委員会第39回計画部会を開催いたします。

本日は、お忙しい中、御出席いただきまして、誠にありがとうございます。

私は進行を務めますPPP/PFI推進室参事官の峰村と申します。

本日は、オンラインを含め、構成員8名の委員・専門委員の皆様に御出席いただき、民間資金等活用事業推進委員会令に規定されています定足数である過半数に達し、部会が成立しておりますことを御報告申し上げます。

開会に当たりまして、PPP/PFI推進室長の鈴木より御挨拶を申し上げます。

○鈴木PPP/PFI室長（大臣官房審議官） 改めまして、皆さん、こんにちは。PPP/PFI推進室長の鈴木でございます。

山口部会長をはじめ、委員・専門委員の皆様方におかれましては、御多忙の中、御出席いただきましてありがとうございます。

御案内のことかと思いますが、生産年齢人口の減少でありますとか、物価上昇でありますとか、こういった諸々の問題が進む中で、一方、インフラの老朽化も大変厳しい状況になっておりまして、このPPP/PFIの推進の必要性が従来にも増して高まっている状況であるかと思っております。政府といたしましても、昨年6月に定めておりますアクションプランに基づいて関係省庁と連携いたしまして、PPP/PFIに係る案件形成や関連施策の推進に取り組んでいるところでございます。

また、こうした取組をさらに加速させるということで、昨年12月には関係府省の担当課長を一堂に集めて、30人以上の方に集まっていたいただいているのですけれども、新しいタスクフォースを立ち上げました。このタスクフォースの中ではアクションプランの目標の上積みでありますとか、重点分野の対象拡大でありますとか、様々な関連施策の充実でありますとか、そんなことも並行して議論している状況でございます。

本日は、今年のこのアクションプランのフォローアップ、また、アクションプランの今後の改正の論点、さらには基本方針やガイドライン等の今後の改正の方向性などにつきまして御審議いただきたいと考えております。ぜひとも委員の皆様方にはいろいろな御意見をいただきまして、それを基に我々としても内部でもさらに議論を重ねまして、よりよいアクションプランなり、いろいろな施策ができるように努力してまいりたいと思っておりますので、活発な御意見・御議論をお願いしたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

○峰村参事官 それでは配付資料の確認をさせていただきます。

資料につきましては、本日の議事に対応しまして資料1～4まででございます。また、参考資料としまして1～8の資料を配付してございます。オンライン参加の皆様へは事前にメールにて送付してございます。不足等がございましたら、事務局までお声がけいただければと思います。

また、本日はオンライン併用での会議となっており、大橋部会長代理、朝日専門委員、高橋専門委員におかれましてはオンラインにて御参加いただいております。会議室で参加

の皆様もオンラインで参加の皆様も、御発言の前にはお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、以後の議事につきましては、山口部会長に進めていただきたいと存じます。よろしくをお願いいたします。

○山口部会長 計画部会長を仰せつかっております青山学院大学の山口と申します。どうぞよろしくお願い致します。

それでは早速議事に入ります。議事（１）及び議事（２）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○山口企画官 企画官の山口です。どうぞよろしくお願い致します。

それでは、資料１に基づきまして、アクションプランのフォローアップについて御説明させていただきます。

１ ページに記載しております項目を順番に説明をさせていただきます。

２ ページ、まず、PPP/PFIの進捗状況について御説明をさせていただきます。

３ ページ、令和６年度のPPP/PFIの事業規模実績は4.9兆円となっております。令和４年からの３年度の合計では13.3兆円となっております。これを目標の30兆円で割りますと44.3%ということにして順調に進捗しております。

４ ページ、令和６年度に実施方針を公表したPFI事業数は94件、累計では1,154件となっております。

５ ページ、この図では公共施設等運営権方式による運営権対価を含んでございませんが、令和６年度のPFI事業の契約金額は4743億円、累計では9兆8088億円となっております。

６ ページ、令和６年度に実施方針を公表しましたPFI事業のうち、公共施設等運営権方式の事業数は14件、累計では71件となっております。次の７ページにその内訳を掲載させていただきます。

８ ページ、地方公共団体が実施するPFI事業は、令和５年度末と令和６年度末の比較で、件数は903件から972件に増加、実施団体数は418団体から465団体となっております。件数、実施団体数、どちらも１年間で着実に増加しております。

９ ページ、次に、平成26年度末と令和６年度末の10年間での比較で、件数は415件から972件に増加、実施団体は228団体から465団体となっております。件数、実施団体数、どちらも10年間で着実に増加をしてございます。また、人口が少ない市区町村ほど、未実施団体が増える傾向にございます。

10ページ、人口が10万人未満の市区町村を、さらに人口が5万人以上10万人未満、1万人以上5万人未満、1万人未満の3つに分類してございます。人口が少ない市区町村ほどPFI事業未実施の団体の割合が高く、人口5万から10万人未満の市区町につきましては約3分の2が未実施となっております。

11ページ、令和６年度に契約締結されました地方部の自治体が発注主体で公共施設等運営権方式を除くPFI46事業のうち、地域企業が参画している事業は45件でございまして98%、

地域企業が代表企業として参画している事業は23件で50%でございまして、地域企業の参画は一定程度進んでいるという状況でございます。

12ページ、協定を結んでいない地域プラットフォームを含めると、全国で57の地域プラットフォームが設置されているという状況でございます。

13ページ、アクションプランにおきまして、令和8年度までに地域プラットフォームの全都道府県への展開を図ることとしてございます。令和8年3月3日現在で設置済みが45都府県、未設置が2道県でございまして、地域プラットフォームの設置率は95.7%となっております。未設置のところにつきましては、内閣府として引き続き設置していただけるように要請してまいりたいと考えてございます。

14ページ、協定地域プラットフォームの42団体のうち、令和6年度実績で41団体、97.6%が講習会や官民対話などの取組を実施、28団体、66.7%が官民対話などの具体的な案件形成に関する取組を実施してございます。

15ページ、優先的検討規程の策定・運用状況を示してございます。令和6年度現在での策定状況についてですけれども、人口20万人以上の団体は82.1%、人口10万人以上20万人未満の団体は64.1%の団体が規程を策定してございます。

16ページ、内閣府の専門家派遣制度につきまして、平成23年度の制度運用開始以降、令和8年2月末現在で延べ705件の専門家派遣を実施してございます。令和7年度につきましては、2月末時点で既に過去最多となります120件の派遣を行ってございます。

17ページ、内閣府の民間資金等活用事業調査費補助事業につきましては、最近応募数が増減を繰り返してございますが、予算上支援が可能な団体数を超過しておりまして、極力PPP/PFI事業の実施につながるような案件に絞り込んで支援せざるを得ないという状況でございまして、採択率といたしましても上下する状況にございます。

○原企画官 引き続きまして、企画官の原です。

18ページ、昨年6月に改定いたしましたアクションプランの取組状況について御説明させていただきます。

19ページ、こちらが昨年改定したアクションプランの主要な事項でございます。

20ページ、最初に、PFI推進機構を活用した地方公共団体支援の強化でございます。こちらは真ん中にございますとおり、各地方公共団体等にいろいろと助言等をしてきている状況でございます。

21ページ、こちらは地方公共団体向けの手続効率化のマニュアルについて策定したものでございます。こちらはPPP/PFIを取り組む上での課題となっております手続の煩雑さ、官民双方の負担の軽減、検討期間の長期化、入札不調等に対応するため、効率化マニュアルを策定するものでございます。これは昨日公表しております。こちらにつきましては、PFI事業の経験豊富な地公体、民間事業者、あとはコンサルタントとの議論を踏まえて手続の効率化による期間短縮・負担軽減ができるポイントを抽出しております。PFI事業の検討を行う実務担当者が事業実施手続を効率化を行うことを目的としているものでございます。

22ページ、こちらは分野横断型広域型のPPP/PFIの検討を進めることとさせていただきます。多様なPPP/PFI手法導入を優先的に検討するための指針の改定に関する地方公共団体の通知を昨年6月4日、このアクションプランができたと同時に総務省と連名で発出しております。その際、PPP/PFI事業において民間事業者の参入を促進するためには一定の事業規模を確保することが望ましく、地方公共団体においては類似施設・共通業務の統合による効率化を図ること、また、地方公共団体間の連携による業務の効率化を図ることが有効であることから、地公体が策定する優先的検討規程におきましても、分野横断型・広域型PPP/PFIについて優先検討の対象にするよう要請を行ったところでございます。

23ページ、こちらは先ほどの章でも御説明させていただいた地域プラットフォームの設置状況についてでございます。地域プラットフォーム未設置道県の解消のため、国交省及びPFI推進機構と連携して未設置道県に働きかけを行ってきたところでございます。具体的に申し上げますと、これまで未設置道県でございました佐賀県に対して年間を通じた伴走支援である地域プラットフォーム形成支援を実施し、今年度中の設置を達成したところでございます。既存の取組の底上げといたしましては、愛知県岡崎市及び新潟県に対して今年度より新たに開始した地域プラットフォーム運用支援を行い、プラットフォームの広域化等の課題解決に資する取組を実施しているところでございます。

24ページ、こちらは民間事業者の創意工夫を発揮する環境整備でございます。PPP/PFIの特徴の一つである性能発注につきまして、地方公共団体等が効果的に活用し、民間事業者の創意工夫が最大限アップされることを促すため、具体的に11の事例を取り上げて、事例ごとに性能発注の在り方として参考となる取組の特徴、性能発注の効果と要求水準書の記載方法等を取りまとめた事例集をつくりまして、これは昨年8月に公表しているところでございます。

25ページ、こちらは事例集のポイントでございます。具体的に事例集の中身には要求水準書ではなく、配点等のその他の工夫もなされているものを掲載するとともに、各事例におきまして性能発注により創意工夫が実現したことで得られたメリットを行政、住民、事業者の視点から整理したところでございます。また、紹介した性能発注のポイントが具体的にどのように要求する事象に反映されているかを確認しやすいよう、該当する要求水準の記載を抜粋して掲載させていただいております。

26ページ、先ほど御説明した11事例は、具体的にはこれらの事例を取り上げているところでございます。

27ページ、こちらは民間提案制度に関するものでございますけれども、民間提案制度の積極的な活用を促進する観点から、地方公共団体における実効性のある民間提案制度の導入等について、有益な情報・示唆等を地方公共団体に還元していくとともに、民間事業者においても積極的な民間提案の実施につながる情報等を提供するため、PFI法6条に基づく民間提案が行われた事例は、ここに挙げている10事例がございまして、そういったものにつきまして、今、事例集の作成を鋭意進めているところでございます。

28ページ、こちらは指標連動方式に関する基本的考え方についてでございます。指標連動方式につきましては全く新しい概念ではございませんけれども、実施に当たっての課題、論点、効果について十分整理がなされていなかったため、令和7年6月に類似するほかの方式との違いの整理、事業組成検討における留意事項等の加筆、参考事例の追加等を行う改定をしたところでございます。具体的には29ページのようなものを作成しています。

30ページ、こちらは既存SPCによる新たなPPP/PFI事業の受託についての検討でございます。当室が所管しているPFIの法令やガイドラインにおきましては、SPCの設置は必須としていないところではございますけれども、SPCの効率的運用、既存SPCによる追加のPPP/PFI事業の受託などが可能となることで、上のリード文の2ポツ目に、民間事業者、発注者と書かせていただきましたが、このような課題への対応ができると想定しているところでございます。次年度、こういった具体の事例等を踏まえた課題への対応などを昨年3月に公表しております分野横断型・広域型PPP/PFI事業導入の手引のほうにいろいろ反映することで、こういったものも使えるということを紹介していければと考えているところでございます。

31ページ、こちらは多様な効果に関する手引・事例集についてでございます。こちらの事例集につきましては令和5年9月に公表していたところでございますけれども、それを踏まえ、多様な効果の位置づけや検討の方法、測定の計算方法等について再整理したものでございます。事業化の各検討段階においてどのような検討を行うのか。事例の参考になるような考え方や例を追記した上で令和8年2月に改定を行ったところでございます。

32ページ、こちらはPFI推進機構による地域金融機関へのノウハウ提供でございます。資料真ん中にごございますとおり、標準的な契約書の参考例や解説の提供として、来年に向けて鋭意作業を進めているところでございます。また、その下にごございますとおり、地域金融機関向けの実務研修も実施しておりまして、こういったことを通して地域金融機関へのノウハウ提供を行っているところでございます。

33ページ、こちらはスモールコンセッションの推進でございます。スモールコンセッションは国交省と当室で連携して推進しているところでございますけれども、主な3つの取組といたしまして、官民連携プラットフォームを活用したセミナー、首長への働きかけ、官民対話の機会の創出、に取り組んでいるところでございます。

右側のスモールコンセッションに関する支援につきましては、国交省の支援メニューでございますけれども、これを活用して令和7年度におきましては20の自治体に実際に支援しているところでございます。

また、右下にごございますとおり、今、手引の策定に向けて手続を進めているところでございます。この手引は、アクションプランを例年6月頃には改定するのですが、それぐらいまでに策定できるように作業を進めているところでございます。

34ページ、こちらはLABVに関する解説書でございます。こちらにつきましては令和7年6月に公表しているものでございます。具体的には35ページにごございますとおり、山陽小

野田市のLABVの事例を紹介しながらとりまとめたものです。

36ページ、こちらはフェーズフリーの視点を取り入れた公共施設等に関する事例集でございます。これも今まさに策定に向けて作業を進めているところでございまして、具体的には右にございます9事例等にヒアリング等をして事例集をとりまとめているところでございます。

37ページ、こちらは地公体におけるキッチンカーの活用可能性の研究でございます。こちらにつきましては内閣府防災の持っている交付金を用いて、実際にキッチンカーを導入する自治体が20ぐらいございましたので、その自治体に対してヒアリング等の調査を実施したところでございます。現時点では、まだ自治体自身がキッチンカーを持つ状況になっておりませんので現時点での課題等をヒアリングしたところでございます。具体的な取組内容は、今後、実際に自治体がこれを導入した後に出てくるかと思っておりますので、そういったものの実態把握に努め、必要に応じてその調査結果を地公体等に情報提供を行っていきたいと考えているところでございます。

ここまでがアクションプランに基づく各種取組です。

38ページからは、事業目標及び重点分野の現状と評価について簡単に御説明させていただきます。

39ページ、こちらは最初に御説明したとおり、事業規模につきましては3年の合計が13.3兆円で順調に推移しているところでございます。2個目の○に書かせていただきましたが、これを細かく見ますと、類型Ⅲにつきましては令和13年度までの目標が5兆円となっているところ、3年間でこれを達成しているといった状況でございます。一方で、類型Ⅰにつきましては実績が伸び悩んでいるということで、このように当初の目標との乖離が見られるところでございます。

アクションプランにおきましては右に書かせていただいておりますとおり、5年間の状況を踏まえて中間評価を行い、必要な見直しを検討するとされているところでございますけれども、このような状況を踏まえ、昨今の物価変動の影響もありますので見直すことを今検討しているところでございます。見直しに当たりましては、先ほど冒頭に審議官からありましたとおり、タスクフォースでも検討しておりますが、そういった内容を踏まえながら、検討していきたいと考えているところでございます。

40ページ、これは事業件数10年ターゲット、こちらはアクションプラン重点分野でございまして、重点分野には14項目ございますが、こちらは順調に推移しているところでございます。こういった順調に推移していることを踏まえまして、先ほどあったタスクフォースでもこれをどうしていくのかということも議論しておりますので、必要な見直しを検討していくことを考えているところでございます。

41ページ、これは重点分野で、令和7年にこういった分野で取り組まれていますという御紹介でございます。

42ページ、各施策について予算を計上しているという御紹介でございます。

ここまでがアクションプランの関係のフォローアップでございまして、これを踏まえ、今回、特に議論していただくのは資料2のほうのアクションプラン、来年度改定に向けての論点でございます。こちらにつきましては、委員・専門委員から、様々な観点から御意見・御助言をいただければと考えているところです。簡単にここに記載しているものを御紹介させていただきます。

1 ページ、1 ポツ目としまして、PPP/PFIのさらなる活用促進に向けて、最初のところにつきましては、今の高市政権で強い経済の実現と言われておりますので、そういったものをするためにはPPP/PFIでどのような取組を検討していくか、総論について御意見をいただければありがたいと考えてございます。

2 ポツ目の30兆円につきましては、先ほどの資料1で御説明したとおり、進捗状況や物価上昇を踏まえ、どのように見直していくべきなのか、御意見いただければと思います。

3 ポツ目、事業規模につきましては、30兆円の計上の仕方につきましては、平成28年3月の報告のとおり、各事業方式について計上しているところでございます。こちらは資料の後ろに参考資料を入れさせていただいております。具体的には参考資料の7ページでございます。右側にアクションプランの類型Ⅰ、類型Ⅱ、類型Ⅲ、類型Ⅳに計上ということで、コンセッションを活用したPFI事業等いろいろございますが、こういったものを現在計上しているところでございます。最近では新たなPPPのやり方とかがございますので、そういったものもこれに付け加えてやっていくべきではなかろうかということで御意見をいただければというところでございます。

最後のポツにつきましては、先ほど御説明したコンセッションにつきましては、事業規模の金額でいうとまだまだ伸び悩んでいる状況でございますので、さらなる促進に向けてどんな取組を検討していくべきか、御意見をいただければというところでございます。

2 ポツ目につきましては、まず、最初の分野横断型につきましては、先ほどの資料で御説明したとおり、手引等で普及啓発を実施しているところでございますけれども、引き続きどのような取組を検討していくべきか。それに向けて地プラとかをどう活用すべきか、その辺りについて御意見をいただければと考えているところでございます。

優先的検討規程につきましては、それまで人口20万のところを人口5万に今回広げております。今後徹底していくためにはどのような取組が必要なのか、御意見をいただければと考えているところでございます。

2 ページ目、物価高騰等の事業リスクについてでございます。最初に書かせていただいたのは物価上昇の対応について、こちらはまた後ほど詳細を御説明させていただきますけれども、ガイドラインの改正、変更、通知、事務連絡の発出を行っているところもございますけれども、さらにどんな取組を今後検討していくべきかということでございます。

2 ポツ目につきましては、リスク分担のガイドラインを令和3年につくっているところでございますけれども、昨今の経済社会動向の変化を踏まえ、このガイドラインの見直しが必要ではないのかというのを挙げさせていただきました。例えば、昨年秋ぐらいにあっ

た四日市の駐車場の沈没とか、あれも一応PFI事業でございましたけれども、そういったもののリスク分担の在り方とか、そういったものも含めて今後ガイドラインとかで見直しが必要ないかという論点を出していただければと思います。

続きまして事後評価の推進でございます。事後評価につきましては、4行目、令和3年事後評価マニュアルを策定しており、また、先月、実際に事後評価をやっている事例についてホームページで公表しているところでございます。

事後評価につきましては、地方自治体に対して実際に今取り組んでおりますかというアンケートをやっております。具体的には参考資料の10ページ以降、このように事後評価の取組状況についてアンケートをさせていただいております。

アンケート結果については、例えば11ページに簡単にまとめさせていただいておりますけれども、事後評価を実施していないとか、実施する予定がないというのが41%と結構多い状況になっているところでございます。アンケート調査につきましては10～16ページまで挙げさせていただいておりますけれども、16ページにアンケートのとりまとめから出てくる示唆について簡単にまとめております。他団体の事後評価に係る情報が欲しいとか、そういった御意見もございましたので、先月、実際に個別に公表している事後評価の結果については、当省のホームページで公表させていただいているところでございます。このような状況を踏まえ、また、さらに事後評価を進めていくに当たって、どのようなことをやっていくべきかということの御意見をいただければと考えているところでございます。

最後にその他のところでございます。こちらは3つほど挙げさせていただいております。

最初のポツにつきましては、民間資金を必要としない事例におきましても、事業者においてSPC組成を義務づけている案件が見られるところでございます。また、民間資金活用のメリットを十分に理解せずに、検討期間を短縮できる公的資金でやったほうが金利負担が少ないといった理由でPFIではないやり方を採用している案件も見受けられるところでございます。このような状況を踏まえ、民間資金の活用やSPCの意義等をより明確にしておいて、地方公共団体が事業手法の選択に当たって、総合的な判断ができるように整理していく必要があるということで論点を出させていただいております。

2ポツ目につきましては、PFI推進機構の機能を強化していくべきではないかということでございます。

最後のポツにつきましては、今、特にPPP/PFIは地域でやっていただきたいという思いもございますので、特に地域における推進を促していくため、人材育成の観点から、現状、内閣府におきまして地方公共団体職員を対象としたセミナーの開催、専門家派遣を行っているところでございますけれども、それに加えて、さらにどのような取組を検討していけばいいかというところで御意見をいただければというところでございます。

資料2の論点について、本日の議論の主題としていただければと考えているところでございます。それでは、どうぞよろしく願いいたします。

○山口部会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局の御説明に関し、御意見・御質問等がある方は、挙手、または挙手ボタンをお願いいたします。なお、議事（２）につきましては、先ほどの事務局からの御説明にもありましたとおり、アクションプラン改定の方針に係る内容ですので、ぜひ委員の皆様から御意見を賜りたいと思います。いかがでしょうか。

高橋専門委員、お願いいたします。

○高橋専門委員 御説明ありがとうございました。

資料２のアクションプラン改定に向けての論点等というところで、まず、１のさらなる活用促進というところ、これは２の分野横断型・広域型と絡んでくるかなと思っています。資料１の３９ページで事業規模目標が全体として３年間で１３．３兆円という御説明がありました。中に記載がありますが、このうちあるのは類型Ⅱの収益型事業と類型Ⅲの公的不動産の利活用事業、これが大体１０兆円ぐらいになっていて、公共施設等運営権は非常に少ないですし、一般的なPPP/PFIも、その他のほうもそんなに多いとは言えない。

昨今、自治体の方々とお話しして、あるいは人潮の件とかを見ていると、より基幹的なインフラ、道路、下水道、橋梁、上水道、工業用水とか、そういうところがもはや回らないというような悲鳴に近いような御意見などをいただく、あるいはもう自治体のほうにやれる人がいませんということが起こっているように思えて、今の社会課題に対して進捗のバランスがあまりよくないのではないかと。

より根本的な経営そのものの持続可能性が個別の事業についてなくなってきたみたいな話ですと、特定の設備をつくってくださいみたいな、PFIとか、そういうものを行ったところであまり効果がないので、より事業の持続可能性そのものをどうやって改善していくのかみたいなことについて、より民間も入れて取り組んでいくのだとすると、まさに運営権の話であったり、より広域的な案件といったものの方が社会課題に合っているのではないのかと思います。そういう意味でいくと、この進捗と今の社会課題のずれというのは正直感じるのかなと思っています、その観点からどう進めていくのかという視点がすごく重要になってくるかなと考えています。

それとの絡みで言うと、４０ページにあるところだと、水道とかは進捗が目標に対してあまり進んでいないというところ、あるいは恐らくこれはウォーターPPPとかも多分カウントされていると理解しているのですが、割とウォーターPPPは包括委託をより高度にしたみたいな色合いが強いので、経営の持続可能性そのものを解決するために民間が取り組むというところまでは届かないのかなと思っています、ウォーターPPPは契約１０年を要求しているので、逆に１０年それで固定してしまうということが起こるという観点で見たときに、果たしてウォーターPPPを１０年固定で１００件やってくださいということを進めてしまっているのだろうかというところが懸念としてはなくはない。

ウォーターPPPからコンセッション、その他の形態に移行するときに１０年縛りがあまりにも強く効いてしまうと、逆に件数は達成できるのだけれども、課題の解決にはむしろ障害になってしまっているということが起こらないかということ懸念しております。

あと、道路は今87%と出ていましたが、これの内訳は何かというところがありまして、最近の道路関連のPFIで多いのは共同溝の整備のPFI事業だと思いますけれども、それはあまり道路の長期的なマネジメントというよりは工事的な部分が主ですし、それ以外の道路案件ですと、バスタとか駐車場とか、どちらかというところと道路に付随する機能のほうを中心にしたPFIが多いのではないかと考えています。

一般道の戦略的な維持管理とか、更新投資とかというところを民間にマネージしてもらいたいような仕組みを効果として入れていかないと、件数で数えただけではその効果が見えてこないということもあるので、実際の世の中の課題をどう解消するかという意味での案件のカウントのし方も含めて目標や事業数を考えるということは、もうちょっと精緻化してもいいのではないかなというところが率直な意見であります。

それと絡んで、小規模自治体での案件の実績がなかなか伸びないというところの御報告もあったかと思えます。これはある意味で当然かなと思えます。小さいのであまりうまみがないし、やる自治体側のほうも負担が重いし、民間側から見ても小粒なのでなかなかそれに注力しづらいというのは正直あるのだろうなと思っていて、小規模自治体が自前で案件を増やすということを考えても、それはあまりうまくいかないのではないかな。結果、広域化、あるいは他分野併用型みたいなものをいかに進めていくかというところがすごく重要なのではないかと考えています。

御質問したいのは、例えば22ページで分野横断型・広域型PPP/PFIの案件形成の促進というのがありましたけれども、これで実際にどういう案件が生まれましたかというところが非常に気になるところであります。これを進めていかないと、小規模自治体ほど今苦しんでいますので、社会課題の解決の関係でPPP/PFIを活用していくと、分野横断、あるいは広域型というところをどう組成していくのかということは大変重要になってくるのではないかなと考えています。

広域化に関して言うと、広域化はまとめて一度に広域な主体をつくって1個の事業を出すというのは簡単ではないとなると、ある自治体が1個の案件をやってから、隣の自治体の仕事に広げていくみたいなプロセスを取るほうが割と多いのではないかなと想像ができます。

そうすると、これは既存SPCの活用の議論にもつながっていくのですが、Aという自治体でやっているSPCが隣のBの事業を受けるときに、これを毎回毎回公募しますと言われてしまうと広域化が全然進まないだろうと思っていて、AもBも仕事を確実に取れるという形、もちろんそれは何でもいいわけではなくて、広域化に資すると評価したらだと思えるのですが、それがBのほうで普通にオープンに公募されてしまうと、ほかの人が取ってしまうということが起こって、広域化を狙いたいという意味からいくと、それはあまり起こってほしくないところがあります。

もちろん公募も大事なのですが、課題の解決のための広域化というところからすると、Aをやろうとする人はBが取れるかどうか分からないからAをそもそもやらないみ

たいなこと、結局、小規模自治体の案件には誰も手を挙げない、広域型とうたってみても広域型が確実にできると見えないので出ませんとなってしまうとなると、問題が解決しないのではないかと思います。

広域型というのは、民間も安心してやれるような枠組みとは何ですかと、特に政府調達規制との関係で毎回毎回誰かに取られてしまうかもしれないという前提で広域化をやってくださいと言われても、広域化になることの保障がどこにもない。だからといって、先に広域化組織を一遍につくこともなかなか現実的ではないというところ、結局そこでスタックしてしまうのではないかと、広域化を進めていくに当たっては、そのプロセスの中で、公募、政府調達規制とかの関係で障害が起こってしまわないかというところをしっかりとクリアしていく必要があるのではないかと思います。

特に政令市はWTOの政府調達規制の適用があるので、基本的に公募プロポーザルという選択を非常に取りづらいということもある一方で、広域化のどこかの段階で中核的な自治体が加わらないと、効果が出ないということが起こるので、中核的な自治体が公募の規制が理由になって広域化にはうまくはまらないということが起こると、非常に魅力の小さい案件しかできなくて、民間側がやろうとならない。ほかの産業に民間のリソースが割かれてしまってインフラのほうに民間が来ないということが起こってしまうのではないかなと思います。

この辺のプロセス等の課題の洗い出しと、その克服というものをガイドラインなり基本方針なりで示していかないと、かけ声倒れで終わってしまうのではないかなということを懸念しております。そこの辺りをどう考えるかということです。

もう一つは、広域化に関して言うと、今の地方自治法上の広域化をするため広域連合とか一部事務組合とかの仕組みがありますが、それらは基本的にいつでもほかの自治体は自由に脱退できてしまうとか、参加している自治体が程度の大小を問わず幅広く拒否権を持っているみたいな形になっていて、民間から見た場合に広域の組織が全体最適を実現するためにはしっかりガバナンスを効かせた構造になっているのかというところが非常に弱いのではないかなと思っています。

そうすると、広域化組織をつくったところでリーダーシップみたいなものは発揮できないということが起こるので、広域化を形の上でやるとしても、最適な行動が取れるようなガバナンスの構造というところを今取り得るのか、取れないのであればそれらにどういう課題があってそれを克服しなくてはいけないのかというところを洗い出して議論していかないと、広域型と言っているけれども、非常に民間が取り組みにくいものがただできるだけとなってしまうのではないかなというところを課題として認識する必要があるのではないかなと思っています。

最後は物価のところ、これは教えていただきたいのですが、参考資料5で、これは推進部会のほうの資料だと思うのですが、結局、現時点で既存の契約で指標の変更まで契約合意した案件というのは把握されていますでしょうかというところ、16ペー

ジのところ、既存の案件について既存の契約の改定条項を変更したというのが上に6個出てきていますけれども、これは一体何の変更をしたのか分からなくて、指標の変更まで民間とちゃんと合意して、民間にとっても納得できる指標に変えたという事例があるのかというところが多分重要なのではないかと思います。それを教えていただきたい。

あと、同じ資料の19～21ページで、今後の方針案で日建設計の指標、21ページにあるものが20ページに変わったと理解しているのですが、これは日建設計の標準建築費指数の位置づけを変える趣旨でこの例示方法を変えたという背景があって、こういう通知の例示方法に変わったのでしょうか。このNSBPIの位置づけがもともと21ページで脚注1に書いてあるものが、20ページの例示方法のほかの指標と同等のものとして書かれているというのは、どういう位置づけ・方向性でこういう記載に変えるという話であるのか教えていただきたいと思います。

いろいろ多いですけれども、一旦以上になります。

○山口部会長 ありがとうございます。

御意見・御質問が多岐にわたっているところですが、最初に御意見をいただいたところで、進捗度の評価に関しては私も同様の意見を持っています。事業を見ますと、市民生活に不可欠ないわゆる生活インフラに係る事業と、いわゆる地域の活性化につながる事業というのが混在していて、今の金額の目標で言うと、どちらかという後者のほうでかなり案件形成が進んでいる。実際に現在の暮らしであるとか、未来の不安という観点からすると、生活インフラが危機的な状況にあるというところで、そこをPPP/PFIでどう解決できているのかというところをもう少し具体的に示す必要があるのではないかなと思います。

事務局のほうで、今、高橋専門委員からいただいた御意見・御質問について、回答できる範囲でお願いいたします。

○山口企画官 22ページの優先的検討指針の資料の広域型についての御発言がございましたので、直接の御回答になっていないかもしれないのですが、お話をさせていただきます。優先的検討規程といいますのは、御存じの方も多いと思いますけれども、対象事業につきまして、まず、PPP/PFIを優先して検討しようということを定める規程でして、国の指針に基づいて地方公共団体が定めるというものです。その国の指針が令和7年6月に改定されてございまして、赤枠で示してございます分野横断型や広域型のPPP/PFIの案件形成の促進が位置づけられたということでございます。

地方公共団体が規程を作成しやすいように手引もつくってございまして、その手引にこの指針の改定を反映すべく、先日の事業推進部会に諮らせていただきまして手引を改定しようとしているところでございまして、これを早急に公表しまして周知していきたいと思っております。

直接の御回答になっていないかもしれないのですが、私のほうからは以上です。

○原企画官 今の事業規模の30兆円の考え方について、高橋先生及び山口先生から、今、

ごちゃまぜになっているというご指摘がありました。実際にその通りでございます。具体的には先ほどの資料2の7ページに書かせていただいているとおり、例えば基幹インフラである水道とか下水道とか、道路の包括的民間委託が実際にやられているのですけれども、今、それはまとめてアクションプラン類型Ⅳのほうに計上させていただいているものでございまして、この中から包括的民間委託はどれだけとかいうのは具体的に見えない状況であるのが実態でございます。そういった今の意見も踏まえ、これをどう見せていけるかというのは検討していく一つの要素なのかなというところでございます。

高橋先生からあったとおり、実際、道路の重点分野の進捗状況につきまして、87%と数字上はいいのですけれども、おっしゃられるとおり、一般道路の維持管理等はほぼなくて、この中に入っているのは、まさにご指摘のあった共同溝とかバスタとか、そういったものの案件を計上しているのが実態でございます。

一般道路の維持管理につきましてはPPP/PFIのアクションプランでやるのもありますし、国交省の群マネでいろいろ検討されているものもございますので、もし、その部分と連携できる部分があれば、今後検討していければと考えているところでございます。

広域化につきましても、まさにおっしゃられるとおり、この手引とか、このような手続を昨年6月にやった後、実際にこれらの取組で具体的案件が組成されたのかどうかというところは、現時点で把握している数値がないのが実態でございます。今、周知広報に努めているところでございますけれども、高橋先生から地方自治法との関係とかガバナンスの在り方とか、いろいろ御示唆がございましたので、その辺をどのように整理していけるのか、検討していければと考えているところでございます。

○和田補佐 物価についていただいた部分について回答させていただきます。参事官補佐の和田でございます。

1つ目の改定条項の変更の6事例なのですけれども、今、手元の元データのほうで確認をしましたところ、基準自体の変更をしたというのが4団体、あと、金利を変更したというのが1団体、中身が確定できないものが1団体というところで、指標について変更したというものは、この中にはなさそうであるというところでございます。

19～21ページについてというところで、20ページに出している図表が今後周知をしたいと思っているものであり、21ページは既に通知につけて周知を行ったものでございます。

御指摘は、日建設計の物価指数の位置づけを変える趣旨で今回変えたのかということでしたが、確かに日建設計の物価指数について事業者の皆さんからお声があったというのは検討理由の一つでございます。また、日建設計の物価指数については自治体からも質問をいただいております。また、自治体からは物価指数指数全体について分かりづらいという声もございました。

これを踏まえて、日建設計の物価指数も含めて、改めて何がどのような場合に適しているかをきちんとオーソライズして出したいということで、今回、物価指数の作成元にも確認を取りつつ、こちらの表をまとめてみたところです。今後、この物価指数の表を周知し

て、自治体にもしっかりと見ていただき、御判断の材料にさせていただきたいという趣旨で  
ございます。

○山口部会長 高橋専門委員、追加の御質問・御意見がありましたら、メールで事務局の  
ほうに後日お願いいたします。時間の関係がありますのですみません。

大橋部会長代理が14時半に退出されるということで、先に御意見・御質問を伺いたいと  
思います。いかがでしょうか。

○大橋部会長代理 第1に、資料1で進捗状況を見せていただいて、大所としてしっかり  
進捗しているということを見せていただき、心強く思っています。

他方で、高橋専門委員、あるいは部会長も御指摘いただいたところなのですけれども、  
40ページ目の個々を見たときに、もう少し住民に近いところについての進捗がもっとあっ  
てしかるべきだなと思います。今、インフラ長寿命化計画とか、あるいは個別施設計画と  
か、しっかり各自治体を含めて取り組まれている中で、修繕すべきインフラとかを特定さ  
れても、恐らくそれがその計画的な修繕とか予防保全につながりにくくなっている。つま  
り、それというのは特に小さい自治体が典型だと思いますけれども、まず、人材がない。  
あと、資金面を含めたりソースも足りないということで、実際になかなかこれは難しい状  
況になっているのかなと思います。

一つ考えるべきは、特に小さい市町村さんについて、これは地域プラットフォームとい  
うのが事実上その役割を果たしている可能性もありますけれども、より広域的な主体、例  
えば県とか、そこの辺りがしっかり支えていくような形を取っていく。今、実際にインフ  
ラを群マネとかでやっていると思いますけれども、そのフレームワークの中に今回の  
PPP/PFIの話をうまく乗せることができないのか、既に乗せているのかもかもしれませんけれど  
も、多分、現状の進捗だとそこまでに至っていないのかなと思っています。

ここのPPP/PFIで取り組まれた性能発注というのも、実は重要なキーワードだと思ってい  
て、恐らくこれはインフラの保全を考えていくときに技術的な性格、つまり損傷の程度と  
か、そういうものだけではなくて、住民におけるインフラの重要度、つまり社会的性格も  
加味してどういう優先順位をつけていくかということインフラマネジメントの中で考え  
ていかないといけないのだと思います。実際、富山市さんとかは多分そういうことをやら  
れていると思います。

そういうことを考えてみたときに、このPPP/PFIを受託する事業者が、地元の人たちとし  
っかり中に入って行って社会的性格の部分拾っていかないと、なかなか性能発注という  
形につながらないのかなと思います。結局のところ、自治体が自分でやらなくてははいけな  
いみたいな話になってしまうのかなと思います。

そういう意味で、そこはマニュアルの中で、どういう形で地域インフラの部分を広げて  
いくために自治体さんがどういう段取りで取り組むと安心してPPP/PFIを使えるのかとい  
うことについてしっかり書いてあげると相当役に立つのかなと、実際に困っているわけな  
ので役に立つのかなと思います。

併せて、事後評価に取り組まれているということですが、特に気になるのは問題があった事例、あるいは当初の目的と結果が異なってしまった事例、あるいは契約上の課題とか、いい話だけではなくて、失敗事例というか、こういうことは避けるべきみたいなことも、マニュアルを丁寧に読んでないと分からないですけれども、そういうことが結局一番気になるところなので、ぜひ使い勝手がいい実務者側の目線のマニュアルをつくっていただくことで、今後、事業件数、10年のターゲット、さらに上積みできると思いますので、ぜひ取り組んでいただければという思いでいます。

以上です。ありがとうございます。

○山口部会長 浅川専門委員、お願いします。

○浅川専門委員 三井住友トラスト基礎研究所の浅川でございます。私からは5点、お話しさせていただきたいと思います。

1つ目は、既存SPCによる新たなPPP/PFI事業受託についてです。これは既存SPCの活用的一种特例的な運用のような御説明のように一見見えるのですけれども、実は非常に大きな話であると思っております。先ほどお話にもありましたように、例えば分野横断型・広域型への応用という観点からも今後ニーズが出てくると思います。あと昨年、こういった展開をするときにファイナンスがつきにくくなるのではないかという指摘もあったと記憶しております。

いろいろな論点がありますので、SPCの運用の特例というよりは一種の投資プラットフォームといいますか、事業プラットフォームといいますか、言い方はいろいろあると思うのですけれども、こういった広域型・分野横断型を進めていくための一つの基本スキームと位置づけて、そのメリット・デメリットをもう少し正面から整理をしたほうが、より現場として活用しやすくなるのではないかと思っております。

2点目はLABVの件です。こちらは昨年のアクションプランで推進を打ち出していただきまして、我々の体感でも検討される地方公共団体が非常に増えていると感じます。その際に感じるのが、対象となる公有地とその規模がよく悪くも決まっているので、それをどう活用するかという話が最初に出てきていて、それをもってどういう地域課題を解決するかという目的がやや置き去りになって、スキームの話にいきなり入っていくというようなことを感じております。

LABVのよさは地域課題を柔軟に最初に設定して、事業を進めていく過程においても柔軟に官民の合意によって変化していくことが可能というところにありますので、ぜひ解説書を更新していくに当たっては、当初導入された自治体がどういう地域課題を目指されていて、いずれときを重ねていく上で、そういった地域課題の変化に応じて事業がどう変化していったのか、継続的に追っていただけないかと思っております。

3点目が、今後のさらなる活用促進についての論点であります。私はここ数年ほど道路橋の予防保全の調査をさせていただいております。そこで感じることもありますが、インフラの老朽化対策は、2013年のインフラ長寿命化基本計画が策定されてから、事後保

全は実はかなり進行していると感じています。もちろん分野とか地域によって状況の違いはありますが、今後はまさにライフサイクルコストの抑制のための予防保全への転換というところが重要になってくるわけですが、それをPPP/PFIのスキームの中でどのように拾っていくのか若干悩ましく感じています。

一つ一つの予防保全事業というのは少額の案件が多数存在するようなものになっておりますので、事業のバンドリングがポイントになってくるのだらうと思います。そうすると、包括的民間委託ということになってくるのかなと思うのですが、そういった予防保全におけるPPP/PFIの進め方について議論を整理していく必要があるのではないかとこのところでありました。

その具体例ということで、次の4点目になるのですが、包括的民間委託のさらなる対象分野の拡大が挙げられるのだらうと思っております。先ほどの事業規模の計算の仕方の中では、類型Ⅳのところでは包括的民間委託の水道と下水道は入っているかと思いますが、それ以外の分野のものが入っていないかと思っております。ただ、先ほど申し上げた道路ですとか、橋梁ですとか、こういった分野でも包括的民間委託は進んでおりますし、予防保全をスコープに取り込む具体的な動きも進んでおりますので、そういったものを事業規模の中でもカウントしたりして、包括的民間委託のさらなる対象分野を拡大していくこと、特に先ほどお話のあった生活インフラの分野で行っていただけるといいのではないかと考えております。

5点目は、新しい分野についてです。私としてはデジタル公共インフラへの注力をしていただきたいと思っております。道路の附帯設備、例えば道路灯や信号等、そういったものを使った基地局の増設であるとかシェアリングなどは、今後、自動運転の実装もこれから始まると認識しておりますので、公共のニーズも事業性もある分野かと思っております。

先ほど共同溝のお話もありましたけれども、道路というネットワークインフラは、そこで必要な新しい技術を実装していくと、地方公共団体の枠を超えて展開できるという特性もございますので、道路の附帯設備は今後着目すべき分野ではないかと考えております。

最後に新しい分野の追加です。製造業の国内回帰であるとか、これは工業ではないですが、データセンターの冷却需要などもありますので工業用水道、それから、地政学リスクの高まりを受けた自衛隊設備、これは既に重点分野に入っておりますけれども。こういったところは今後さらに必要になっていくのであろうと思っておりますので、より注力をしていただくとともに、何か私どもで御協力ができるところがあればさせていただきたいと思っております。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、お二人の御意見について、事務局から御回答できる範囲でお願いいたします。

○山口企画官 まず、大橋部会長代理から御指摘をいただきました小さい自治体への支援の必要性についてでございます。御指摘にございましたように、地域プラットフォームが

人材育成の機能を持つことはもちろんなのですが、資料1の16ページにございます専門家派遣制度という制度も内閣府で持っていて、これは、PPP/PFI事業に取り組む地方公共団体等を支援するために専門的知見やノウハウ、経験を持つ専門家を派遣しまして、その派遣費用を内閣府が負担するというものでございます。

派遣を受けたほぼ全ての公共団体等からは、質疑は的確・適切であった、また、おおむね必要な情報が得られたという評価もいただいておりますので、こういった制度の周知に努めさせていただければと考えております。

○齊藤補佐 浅川先生からご意見いただきましたSPC、LABV、事業規模、対象分野の拡大、インフラ、最後に製造業・データセンターなど、御指摘のとおりかなと思ひ検討を深めたいと思っております。特に御示唆をいただいたうち具体的なものでは包括民間委託の拡大について、より精緻に類型Ⅳのところはどういった事業が適切なのか、またそれ以外にもどういうものが拾えるのか、拡大および見える化に努めてまいりたいと思ひます。

○原企画官 これまでの高橋先生、大橋先生、浅川先生からのご指摘に共通しているものは、いわゆる公共施設の維持管理部分の在り方についてで、最初の高橋先生のとときに回答させていただきましたが、国交省の群マネとの連携が必要になってくると思ひましたので、今後、国交省と調整していきたいと思っております。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き御意見を賜りたいと思ひます。

では、朝日専門委員、お願いいたします。

○朝日専門委員 御説明ありがとうございます。今までの御意見と関連するところもあるのですが、大きく3つあります。

まず、進捗の見方について感じたことなのですが、御意見があったように基幹インフラの部分と活性化の部分の見方が違うというか、進捗に差があるというようなお話がありました。

それで感じたことなのですが、水道などを見ていると、かなり単体の公共施設と違って、いろいろな業界の裾野の広さであったり、業界慣行みたいなものがあったり、あるいは公共調達法制度、そういった縛りの部分がかかなりあって、要は包括委託にしてもかなりエッセンシャルサービスであり、専門性もあるということで、段階的に慎重に進めざるを得ないというか、進めているようなところがありますので、案件の進捗を見るときに進捗の遅さというかハードルになっている部分を加味して見ていく必要があるのではないかなと思ひました。なので、分類して見ていくことが必要かなと思ひます。

2つ目が、プラットフォームの役割というところに該当するのか分からないのですが、先ほど地域金融のお話もあったのですが、LABVの案件のガイドを見ていて思ったのですが、あれはスキームだけではなくて、どういう経緯でという時系列の示し方もされていて、すごくいいガイドになっていると思ひました。この辺りについて地域金融プラス地域金融が持っているまちづくり組織が、この山口の場合にも相当大きな役割を果たしてい

るように思います。当たり前ではなくて地域金融の中でそういうまちづくりとの連携ができる場所、そういったシンクタンクを持っているところは多くないと聞いていますので、そういったところのつながりをつくっていく役割というのは、プラットフォームであったりLABV、あるいはそれに似た事例のガイドとしてあるのではないかなと思いました。要はまちづくりと金融の部分と連携させられるような機能を強化していくというのがあるのかなと思いました。

あと、プラットフォームの役割として、広域であったり、バンドリングの部分の情報提供というのは大きいのではないかと思います。先ほど群マネの話もありましたし、あとはグリーンインフラとか、そういうところも、かなり行政の中でも横断的な対応が必要であり、民間の中でも要は行政の役割に応じた意識を持ってしまっているところを、より連携してやっていくこととなりますので、そういった横断的な取組が有効な、しかも、国が進めているような分野の情報提供というところは充実させてやっていくことで、民間にとってもいろいろな機会につながるのではないかなと思いました。

あと、3つ目は共通するのですが事後評価です。事後評価の在り方についてということなのですが、今までの評価のVFMと多様な効果をきちんと充実させていきたいと思いますという方向性は本当に今後も必要なことだと思っています。

一方、課題が、公共施設の構成を見ていまして、自治体では、物価高騰に伴って、あと、技術的な進展もあって、要は更新時期を先延ばしするという動きがすごく増えているように思っています。そういう意味でも人不足であったり、そういった供給制約の部分というのがすごく課題になっているので、そこに資することを評価軸にも据えていく必要があるのではないかなと思います。効果というところはもちろんなのですが、事業の持続可能性を考えたときに、効果があっても続かないというところの課題が大きくなってきているということかと思っています。

要は人をきちんと確保、こういう枠組みでこのように確保できるであるとか、あるいは行政の側での組織学習とか、民間の側での継続的な雇用につながるような取組になっているかどうか。あと、民間の中の人的投資、公務員もそうかもしれませんが、働く人にとってのスキル、人的投資にきちんとされているかどうかというような供給側での観点の評価軸があってもいいのではないかなと思います。

その意味では、先ほどのプラットフォームもまちづくりの効果であったり、財務的效果であったりという部分と同時に、供給面の評価ということもノウハウとして共有していく場になったらいいのではないかと感じています。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

質疑の時間がオーバーしていますので、全員から御意見を伺いたいところなのですが、あと1人だけ伺って事務局からの回答で、この議題は終わりにしたいと思います。

望月専門委員、お願いします。

○望月専門委員 時間もあるので手短にお伝えしたいと思います。

私のほうからお伝えしたいのは物価変動の件で、今までいろいろ御意見があり、指標の充実等も内閣府さんのほうでされていると思います。

この中で、特に新設ではなくていわゆるブラウンフィールドというか、上下水道等のタイプの事業においては、建設費の高騰というよりもライフサイクルコストがどのぐらいその事業期間で上下するのかというところが非常に重要になっており、これは維持管理費用が非常に大きな部分を占めているということが特徴的だと思っています。そのため、今まで実施している新設して、その後は一般的な維持管理しか行わないような事業とは大きく様子が違う部分があると思っています。日本ではあまりないのですが、海外で見られるオープンブック方式で金額を決めるようなところもあって、これは賛否両論があるかと思いますが、PFIの透明性みたいな部分を鑑みると、オープンブック方式みたいなものを少し議論してもいいのではないかというのが一つです。

もう一つ、金額での評価にどうしても引っ張られてしまう、最後は金額が安い事業者を選定したほうが議会に説明しやすい等、安くなるのは魅力的という部分は当然あると思います。しかし、金額での評価をむしろしなくてもいい、という考え方もあるのではないかと。特に先ほどから話が出ている生活インフラとか、そういった国民生活に非常に影響のあるようなものについては金額よりも継続性・持続可能性といったところを非常に重視すべきではないのか、そのような評価の考え方も必要になってくるのかなと思っているのが1点です。

もう一つ、優先的検討規程で人口5万人まで対象が引き下がっておりますが、優先的検討規程をつくって、その後どうなっているのかというところのフォローも重要と考えます。きちんと活用しているところもあると思いますが、つくって終わりとか、つくって1回PFIの導入可能性を検討して終わりというところも実はあるのではないかと考えています。

資料1の15ページ、優先的検討規程の実施状況が載っていましたが、規程運用済み、要するに運用していますというところもそれなりに件数があるのですが運用の中身について見ていく必要があると思います。本当に継続的にこれを使っているのか、あるいは見直しをしているのか、また、上下水道のようなインフラ寄りの事業までちゃんとこの規程の対象事業として盛り込んでいるのか、そういったところも含めて少しフォローアップをしていくみたいな話もあってもいいのかなと思っています。

最後に事後評価ですが、事後評価は実際に評価を公表されており、内閣府さんのほうでも実際に事業評価を公表しているものをリストアップしていただいています。重要なのは事後評価の内容だけでなく事後評価をしてその後、第2期、次のステージをどうするつもりなのか、どう判断していくのかいうところにも影響があるというか、そちらのほうが重要なのかなと思っています。

一つ、これは内閣府さんにお聞きする話なのかどうか分からないのですが、1期目をPFIでやりました、でも、2期目は指定管理にしていますとか、2期目は単純に委託にしてい

ますとか、そういう事例も見られる中で、2期目についてはPFIを1期目にしているので、その考えを踏襲してなるべくPFI、あるいはコンセッションなり、長期の包括委託、あるいは性能発注を入れているとか、次のステージでよりステップアップしたPPPになってほしいのではないかなと思うのです。

そうすることでよりよくなると思っているので、そのように誘導できるような、あるいはそういうことをちゃんと考えてくださいというメッセージが必要と思います。単に事後評価してちゃんとやっています、でも、次は包括管理ですとか、次は指定管理でやります、事業期間は5年です、となると、せっかくPFIを導入したのに、そのノウハウも自治体側からも失われてしまう可能性もあるので、その点も含めての事後評価というところをうまく議論していただければと思いますし、それをガイドラインなり指標なり指針なりに入れていただけるといいのかなと思いました。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から御回答いただけるものについてお願いいたします。

○山口企画官 まず、朝日専門委員のほうから、地域金融機関とのつながりを担う役割が地域プラットフォームにあるのではないかという御指摘がございました。

地域プラットフォームには地域金融機関がコアメンバーとして入っている場合がございます。地域プラットフォームが活動することによってそのつながりを深めることができると思いますので、地域プラットフォームの活動の促進によりまして対応させていただければと思っております。

また、2つ目のバンドリングのお話ですけれども、沖縄の地域プラットフォームでは事務局が県内の複数の公共団体から給食センターの老朽化の相談を受けたことを踏まえ、給食センター部会を設置している事例もございます。そういった事例の周知などによりまして促進をさせていただければと思っております。

また、3つ目のノウハウを地域プラットフォームで共有していく必要があるのではないかという御指摘につきましても、プラットフォームの活動の促進を通じて、人材育成に努めていきたいと思っております。

また、望月専門委員から優先的検討規程のフォローアップのお話がございました。実は事業推進部会でもPFIを導入しなかった理由の調査をしてはどうかというような御指摘がございましたので、望月専門委員の御指摘も踏まえながらフォローアップを行いたいと考えております。

私からは以上です。

○和田補佐 望月専門委員から物価変動に関して御指摘いただいた部分につきまして、新設ではない事業について、建設費というよりも維持管理が問題になっているという話がございました。事業推進部会でも、維持管理段階における人件費の上昇について、実勢が物価スライドと乖離しているという声があるので、引き続きヒアリングしてほしいという声

もいただいております、併せてこれからも検討していきたいところでございます。

あと、金額での評価に引っ張られる、安いほうになってしまうという話について、会計法令に基づいて一般競争入札によることを原則とするということが基本方針にも書かれているところです。この後の説明にも関わってくるのですが、原則は原則なのですがけれども、複合化したような複雑な事業ですとか、金額で決めるというよりももっと創意工夫などが生かされるべきものがあるということについては、事業推進部会のほうでも公募型プロポーザルをもっと活用すべきではないかという形で御議論をいただいております。それも踏まえて、公募型プロポーザル等のいわゆる競争性のある随意契約に関して基本方針にも位置づけることを検討しておりますところ、望月専門委員の御指摘も踏まえて引き続き検討していきたいと思っております。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

そうしますと、質疑はここまでにさせていただきたいと思っております。

難波委員と上田専門委員から御意見を伺えなかったのですが、アクションプラン改定に当たって、ぜひ参考とさせていただきたいと思っておりますので、御意見について、お手数をおかけしますが、メールで事務局のほうに、私もそうですけれども、送っていただければと思います。また、今日御意見いただいた委員の方におかれましても、追加で御意見があれば、ぜひお寄せいただきたいと思います。

それでは、次に議事（３）及び議事（４）について、事務局から御説明をお願いいたします。

○和田補佐 資料３と資料４について説明させていただきます。和田でございます。

基本方針やガイドライン等について改正を検討しておりますので、その点、御説明をさせていただきます。

まず、資料３、基本方針についてでございます。

１ ページ目、基本方針とはというところですが、PFI法に基づいてPFI事業を実施する上での基本的な方針を定めるものとなります。推進委員会で意見をお聞きして、閣僚会議である推進会議で案を作成して閣議決定されるものです。基本方針は、主に国などが行うPFI事業について定めるものですが、地方公共団体について書かれた項目もあり、地方公共団体はこれに基づいてPFI事業を実施する必要があるため、基本方針に位置づけることによって、物価変動への対応などについて、より明確に地方公共団体に対応を促していきたいと考えております。

２ ページ目、基本方針の沿革のようところでございます。基本方針は、これまでPFI法の改正を契機に改正がなされてまいりました。直近の改正は平成30年です。今回は法改正に伴わない初めての改正となります。物価変動への対応ですとか、そのほか、様々な情勢の変化を反映する必要があるため、今回、改正を検討するに至ったところです。

３ ページ目、内容に入りまして、先ほども幾つか御意見もいただいておりますが、物価変動等への対応についてです。物価変動への対応につきましては、２月に事業推進部会

でも御議論をいただいておりますので、その際に使った資料や、いただいた御意見につきましては参考資料5に入れておりますので、そちらも併せて御覧いただければと思います。

3 ページ目の1 ポツ目、物価変動への適切な対応全般について盛り込みたいと考えております。予定価格の適切な設定や、契約変更の協議に誠実に応じることなど、基本的な内容につきまして、これまでガイドライン等に反映したり、通知等で周知をしたりしてまいりましたが、より対応を徹底していく必要がございますので、法的根拠を持って対応を促すために追加をしたいと考えております。

2 ポツ目、手戻りなく事業者選定手続が行えるように、競争性のある随意契約、例えば公募型プロポーザルなどについて、参考となる事業規模の水準をできるだけ早い時期に公表するというやり方を記載したいと考えております。事業者から予定価格を早い段階で出してほしい、国の事業では事前公表が禁止されているが、参考価格等でも早めに公表してほしいという声があったのを踏まえて検討をしているところでございます。

3 ポツ目、建設業法と公共工事において、労働者の処遇改善や資材高騰に伴う労務費のしわ寄せ防止を図る改正が行われておりますので、これを踏まえて、PFI事業においても著しく短い工期としないことや、労務費を確認するという点について、基本方針に明記しようと考えております。基本方針等に反映する建設業法等の改正についても、参考資料5に資料をつけておりますので、必要に応じて御参照いただければ幸いです。

2 つ目、インフラ老朽化対策等の観点からの分野横断型・広域型PFIの推進についてになります。分野横断型・広域型PFIを最近進めているところですが、これが行政の効率化に役立つということを記載するとともに、広域型PFIについてもきちんと明記をしたり、分野横断型の取組によって公共サービスの安定的・持続的な確保が期待できる場合についても、PFI事業の選定基準に含まれることの記載を行いたいと思っております。人口減少も背景にあり、インフラをしっかりと維持していくということが先ほどの議論の中でもあったかと思いますが、そのようなところも意識して書いていきたいと考えております。

4 ページ目、PFI事業の効果として、先進的技術や知見を有する企業のノウハウを活用したイノベーションの創出・地域活性化、さらには地元企業の人材育成や技術力の向上といったものがありますので、これを追記しようと考えております。また、それが強い経済の実現にも期待されるというところも触れたいと考えています。PFI事業実施に当たっての考え方というところです。

5 ページ目にも記載しましたように、地域企業と全国的に展開する企業との協業PFI事業は多くの分野で行われている状況でございます。地方の声として、PFI事業だと中央の企業が仕事を取ってしまうのではないかと御心配をされる方もいらっしゃるかもしれませんが、全国的な企業と地域の企業と協働してやっている事業もたくさんあり、それが地域にも雇用やノウハウの面でいい影響があるということを打ち出していくのがよいと考えております。

6 ページ目、先ほど申し上げた主な改正以外にも幾つか改正を検討していることがあり、

列挙させていただきました。

1つ目は、近年講じている施策である地域プラットフォームの設置・活用や優先的検討規程に関する記載を追加すること。

2つ目は、独立採算型のコンセッション事業で、従前の財政上の支出が不要となるような場合にVFMの計算は不要であるということを追記すること。

3つ目は、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約の適切かつ積極的な検討を促すための記載の追加で、先ほど望月専門委員の御質問でお答えしたように、これまで一般競争入札によることを原則とするとだけ書いていたところ、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約というのも基本方針に書き込むことによって、より積極的な検討を促していけるのではないかと考えております。

4つ目は、DBOと言ったりもしますが、民間資金を活用せずにPFI事業契約に準じた契約方式により公共施設等の整備等を行う場合に、この基本方針も勘案してPFI法の手続に準ずるような形でやっていただくのが望ましいということも追加してはと考えております。

5つ目は、運営権の設定可否につきまして、現行の基本方針の別表として、2ページでまとめているのですが、それ以外の施設でも実績が出てきていたりもしますので、各省にも照会を行い、どの施設で使えるかを改めて整理し直したり、この施設で使うにはこういう条件が必要ということを整理して、分かりやすく示すことによって、地方自治体も含めて、よりコンセッション事業にチャレンジしやすくなるようにできればと考えております。

7ページ目、基本方針についての今後のスケジュールが、本日御議論いただきました後に、各省との調整や、パブリックコメントを行った後で、再度5月にこちらの部会でまた御議論いただきたいと考えております。その後、推進委員会の全体の親会議のほうに諮らせていただきまして、その後、閣僚会議の推進会議を経て閣議決定ということで、基本方針もアクションプランなどと同じく6月の決定を目指すというスケジュール感となっております。

資料3の説明は以上でございます。

続けて資料4についても御説明をさせていただきます。

基本方針に加えまして、ガイドライン等の改正を検討しております。ガイドライン等は昨年も改正があったところです。今年は、基本方針と重なる内容もあるのですが、契約ガイドラインとプロセスガイドライン、また、標準契約について改正に向けて作業を進めております。契約ガイドライン及びプロセスガイドラインは推進委員会での議論の後に推進会議で決定、標準契約は推進委員会での決定となります。

1ページ目、物価変動等への対応につきまして、基本方針の改正と重なりますが、ガイドライン等では、より詳細に方針を記載する予定でございます。例えば契約ガイドラインには、できる限り予定価格の算出時期を後ろ倒しするとともに、サービス対価の改定の基準時点を前倒しして両時点を近づけることや、適当な物価指数の選択が難しい場合の丁寧

な検討として、相見積や官積算、類似事業の支出単価等の活用が考えられること、金融費用の増加分の負担の在り方などについて記載したいと考えております。

また、プロセスガイドラインには、公募型プロポーザル等の競争性のある随意契約について積極的な検討を促すことや、事業規模水準の早期公表が考えられることに加えて、予定価格の作成時期を優先交渉権者の選定後などに後ろ倒しすることも考えられることといった、具体的な内容を追加することを考えております。

3 ページ目の②の建設業従事者の処遇改善への対応ですが、契約ガイドラインを改正して、基本方針で触れたような著しく短い工期となる契約を締結してはならないということを示すほか、労務費の確保について、標準契約と合わせて具体的な内容を記載することを考えております。

続きまして、③の国有財産の無償使用等に係る特例の取扱いでございますが、現在、インフラの老朽化が進む一方で、物価高騰や金利上昇によりPFI事業の採算確保は厳しさを増しております。こうした中で、民間事業者の参入意欲を喚起するためには、PFI法第71条に基づく国有財産の無償貸付等の特例を有効に活用し、事業の採算性向上を図ることが重要となっております。

こうした背景を踏まえまして、契約ガイドラインの改正によって、具体的には、これまでの適用実績に加えて、事業の検討・立案時に目安となるように国有財産法等に基づく無償減額貸付の対象施設を具体的に明記することを検討しております。対象となり得る施設の見える化を図ることで、官民双方による制度活用を促進して、PFI事業の一層の加速につなげられればと考えているところでございます。

最後のページ、その他の改正事項でございます。

1 つ目のポツでございますが、片務契約にならないようにという趣旨で、事業者は入札説明書及び事業者提案書等を守ることと書いている契約がありますが、事業者だけではなく、管理者等も従う必要があるということを契約ガイドラインに明示したいと考えております。

2 つ目ですけれども、PFI事業において、最も基本的なガイドラインは実施プロセスを示すプロセスガイドラインと考えておりますが、このプロセスガイドラインから、必要に応じて、最近作成・改正したものを含めて、ほかのガイドラインや手引などを適切に参照できるような改正を検討しております。

3 つ目以降は他法令等の改正を反映するものですが、最後のポツについては、災害応急・復旧工事の担い手を確保するためのものであり、二次災害による損害発生時は管理者等が全額負担するということを書いております。

ガイドライン等については、本日の御議論を踏まえて案文を調整して、5月の計画部会で再度御議論をいただく予定となっております。

資料4の説明は以上になりますので、資料3、資料4、併せて基本方針やガイドライン等の改正に向けて御意見を賜りたく、どうぞよろしくお願いいたします。

○山口部会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について御意見・御質問をいただきたいと思いますが、先ほど御発言いただくことが時間の関係できなかつた難波委員と上田専門委員、もし、この件について御意見・御質問等があれば、先に伺いたいですがいかがでしょうか。

上田専門委員、よろしく申し上げます。

○上田専門委員 特段違和感等もございませんので、御検討いただいてありがとうございます。

先ほどから出ておりますとおり、特に物価高ですとか金融費用の増加についても御検討いただいてありがとうございます。確かに本来的には管理者等が負担することが原則というのはおっしゃるとおりかと思っておりますけれども、コスト増加のところも含めてケースバイケースで当事者間で協議ということで御検討いただくのはおっしゃるとおりかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

難波委員、いかがですか。

○難波委員 御説明ありがとうございます。

まず、資料3の基本方針の関連として、カバーしていただいている話題はすごく重要なところをカバーしていただいていると思っていて、先ほど来出てきていたようなマネジメントに関する部分もきちんと強調していただいている点は重要だと思っております。

その上で、ここ数年ずっと出ている物価対応に関連するような話題というところで、もちろん物価高騰に対応していかなければいけないのは事実なのですが、とはいえ、長期契約の中で行政側がホールドアップ状態になるのも望ましくないはずなので、諸外国のPPP制度だと、これに対しては対応するけれども、これはしないとかいうネガティブリストをきちんとつくっているケースもあるので、これは基本方針そのものに関係ないかもしれないですが、ここについてはちゃんと見ます、そこは民間さんでやってくださいというところの方針も一定は必要なのかなと思っている点の一つ目です。

もう一つ、資料4のガイドライン諸々のところですが、改めてプロセスガイドライン、これは昨年も話題に出しているのですが、プロセスガイドラインに書かれている事業フローが非常に複雑なものが書かれていて実態に全然合っていないです。特に共創的対話とか、総合評価の技術提案方式というのが、いわゆる自治体さんが使っているような手順・言葉とはかなり乖離したフローが描かれていて、これを参照しても何の参考にもならないというか、逆に事業を難しくしてしまうだけだと思います。どこかのタイミングでこのガイドラインを見直されるときに、より実態に合った形で参考になる形のフローに合わせさせていただくのがいいのかなと思っております。

この中の文言として予定価格という言葉が出てきたり、契約金額の調整という言葉が出てきたりしています。これらはまさにここで話が出ているプロポーザル方式を拡大してい

ったときに一番重要なポイントになってくるものが、この言葉がどういう意図で使われているかというのがあまり明示されないまま使い分けられていたりして、これを読み解くことができる人は自治体にほとんどいないと思っています。プロポーザル方式の適正な利用というところを考えたときにも、ここをシンプルに分かりやすく整理していただくことが重要だと思うので、併せて御検討いただければと思います。

○山口部会長 ありがとうございます。

私から意見をさせていただきたいと思います。この基本方針とガイドライン等の改正の方向性そのものについては何ら異論がなくて、改定に当たってどの指標を用いるかということに関しては、私は事業推進部会のほうで地域プラットフォームにおいて官民で適正な指標についての議論を進めたりとか、あるいはそういった具体的な指標を使っている事例について紹介したらいいのではないかという意見を述べさせていただきました。

一方で、物価変動の改定を民間が応札しやすいようにということになると、発注者側の財政能力には限りがありますので、地域プラットフォームなどを活用しながら、自治体のコスト負担の低減につながるようなアイデア、一般論でいいと思いますけれども、そういったものを官民で意見交換ができる、特に民間側にノウハウがあると思うので、そういったものを官側が吸収できるような場が必要なのではないかと。

これに関連して、先ほどの資料1のほうでは、PPP/PFIの性能発注に関する事例集というところで、コスト削減でこういった効果がありますというところは見えるのですが、先ほどの事例を見ると、どちらかといえば物価変動前の開始事例が中心ということになるので、現在の物価上昇の下でこういった工夫を行い得るのかというのは環境が違うので、現在に合った工夫というところを少しプラットフォームで議論ができるようにしてあげたほうが、発注者サイドにも寄り添った、要は不必要な業務を削ることによって全体の財政負担の抑制につながる、物価改定で適正な物価に基づいてサービス対価が決定される、事業者も業務負担が減って適正な対価を受けられる、両方Win-Winになります。そういったWin-Winなるような形を少し進めていくような仕組みも必要なのではないかと考えています。

ということで、3名の御意見について事務局から御回答できる範囲でお願いいたします。  
○和田補佐 ありがとうございます。

上田専門委員からは、しっかり進めてくださいというメッセージだと受け取りましたのでやっていきたいと思っています。

難波委員から2つご指摘をいただきまして、まず、物価の対応について、長期契約で自治体側がホールドアップ状態になってしまうのも良なくて、諸外国ではネガティブリストを整理していたりもするという御指摘をいただきました。こちらとしても諸外国のやり方も調べながら、どのようなやり方がいいのか考えたいと思います。自治体にできるだけ事業契約において具体的かつ明示的に定めてほしいというところを周知していきたいと思っており、それと並行して、どのような対応があるのか考えていきたいと思いました。

もう1点、プロセスガイドラインの特に事業フローのところか複雑で分かりづらい、自

治体が使うときに手順や言葉が実態と合っていないとてうまく意図も伝わらないのではないかという御指摘をいただいたので、どこまでできるか分からないのですが、フローの部分も可能な限りシンプルで分かりやすくなるように考えてみたいと思います。

○山口企画官 御指摘のございました地域プラットフォームでの意見交換につきましても、地域プラットフォームは人材育成の機能も持っておりますので、御意見を踏まえながら、こういった活動ができるのか、検討させていただければと思います。

○山口部会長 ありがとうございます。

それでは、引き続き質疑に移りたいと思いますけれども、高橋専門委員がオンラインで挙手されているということで、時間の関係もありますので簡潔にお願いいたします。

○高橋専門委員 先ほどは長くなってすみません。手短かに3つあります。

一つは、基本方針ガイドラインで議論されている物価変動のところなのですが、誠実に当該協議に応じるというのは割と精神規程的なニュアンスしかないので、基本方針に書くのはこの程度だとしても、具体的に民間としても公共としてもこれはいいプラクティスだよねという事例をぜひ何らかの形で具体的に発信していただきたいということをお願いしたいと思います。これが1点目です。

2点目は、基本方針で、資料3の3ページの2、インフラ老朽化の広域化・分野横断型のところですが。これは先ほどのコメントにも関わってくるのですが、やりましょうというだけでは足らなくて、プロセスだったり、広域型のほうの主体の在り方だったり、あるいは既存のSPCの活用だったりというところは、いろいろな制度的な課題があるはずで、その制度的な課題を認識して、国としてもそこを解消していくのだということについての何らかの言及がないと、かけ声だけになってしまうのではないかなと思っているので、そこを御検討いただきたいと思います。

3点目が、資料4の2ページのガイドラインの金利のところですが。借入金額の増加に伴う金融費用の増加なのですが、ただし書のところで不可抗力と同じように考えた負担でもいいのではないのというニュアンスで書かれているのですが、工事費用とかは通常、見積段階で一定の予備費であったりとかとあって、何らかの問題が起こった場合の追加費用を吸収することも、もともと請負代金の中に織り込んであるはずという考え方があるから100分の1負担というのは合理的だと理解しています。金利についてはそのような前提がないので、不可抗力の工事費用とか維持管理費用の100分の1負担のロジックをそのまま当てはめると、本当にそれで金融機関の皆さんは納得されるのか、難しいのではないかなと思います。

今の記載だと、施設整備費の100分の1とか、維持管理費の100分の1に相当する金額は金利も含めて民間の負担となって、借入金額とか金利の水準とか関係ない施設整備や維持管理の対価を基準に100分の1カウントをしてしまうとかということが起こると思います。このただし書によって、そのように実例が出始めてしまうと先例が一般化してしまうと思いますが、それは金融機関や民間企業もこういうただし書の内容で資金調達に支障はない

と考えているかを確認されているが非常に気になったので、ここの記載についても御検討いただきたいと思っています。

以上です。

○山口部会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

では、高橋専門委員の御意見について御回答できる範囲でお願いいたします。

○和田補佐 高橋専門委員からの御指摘の1つ目、誠実に協議に応じるといのは精神論なので、より具体的な対応をとという話で、グッドプラクティスの発信をできないかという指摘をいただきました。今回の改正に当たって全自治体アンケートも行っており、どの自治体がどのような回答をしているのかは、内閣府にデータがたくさん集まっているので、好事例の展開についてどのようなやり方があるか考えていきたいと思っています。

インフラ老朽化の広域化・分野横断型の制度的課題の解消について、基本的な方針を示す基本方針に書くのか適切かは分かりませんが、アクションプランやほかのガイドライン、ほかの手段も含めて、どのような形で御指摘のようなところが示せるか、内部で指摘を踏まえて検討したいと思いました。

金利について、内閣府としても、この課題について認識したのが去年の後ろのほうに事業者から相談を受けたのが契機で最近ということもあり、十分に詰め切れていない部分もあるかと思っています。問題提起をすることは大事なので記載はしたいですが、記載ぶりについて今の案がいいのか、それとも変えたほうがいいのかについては、先生の御指摘も踏まえて再検討してみたいと思います。

○山口部会長 よろしいでしょうか。

どなたか、御意見はよろしいですか。

そうしますと、以上をもちまして、議事（3）及び議事（4）の質疑は終了とさせていただきます。

それでは、本日の議事・報告は以上とさせていただきます。

本日は、積極的に御議論を賜り、誠にありがとうございました。

事務局にお返しいたします。

○峰村参事官 委員の皆様、本日は多岐にわたる大変貴重な御意見をいただきまして、誠にありがとうございます。本日いただきました御意見を踏まえまして、アクションプランの改定や基本方針などの改正に向けて検討を進めてまいりたいと考えてございます。

今後のスケジュールとしましては5月中旬に予定しております次回の第40回計画部会において、具体的な改正案について御審議いただく予定としてございます。

それでは、以上で閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。